

府中市後方支援病床利用調整事業

◎ 事業の内容

在宅療養患者が府中市で安心して在宅療養ができるよう、在宅療養患者の主治医等の医師が、救急ほどではないが病状の変化により一時的に医療機関に入院して治療を受ける必要があるとされた方で、主治医での入院調整が難しいと判断された場合に、市が短期間の入院・治療について受け入れ可能な医療機関を調整し、在宅療養を支援するものです。

◎ 対象（次のすべてに該当する方）

- ・在宅療養されている市民で、65歳以上または介護保険第2号被保険者の方
- ・主治医が、入院加療が必要と認め、かつ、主治医での入院調整が難しい方
- ・入院加療後、在宅療養を継続する意思のある方

※他者に著しい迷惑等を及ぼす方は、利用できません。

※病状、協力医療機関の空床状況により、利用できない場合があります。

◎ 協力医療機関

奥島病院 ・ 共済会櫻井病院 ・ 府中医王病院 ・ 府中恵仁会病院

◎ 申込み方法等

① ケアマネジャー・主治医等より、地域包括支援センターまたは問合せ窓口へ利用希望について連絡

② 申込書と主治医が記載した診療情報提供書を市役所の高齢者支援課へ提出

※申込書・診療情報提供書は、市役所・地域包括支援センターにあります。またホームページからダウンロードできます。

◎ 費用

- ・診療情報提供書の取得に係る費用
- ・入院・治療に係る医療費及び自己負担分（食費・衛生資材・差額ベット代・リネン代等）

◎ 利用回数

- ・原則として月1回

◎ その他

- ・入退院時の送迎はありません。（「高齢者車いす福祉タクシー券」の利用可）
- ・入院の手続きに必要な書類・物品に関しては、利用決定後に各病院の指示に従ってください。

◎ 問合せ ◎

府中市福祉保健部高齢者支援課 在宅療養推進担当

（平日 8:30～17:00 土日祝日は対応できません。）

電話 042-335-4106 FAX 042-335-0090

後方支援病床利用の流れ(イメージ)

